

(別紙1)

家畜生産能力等向上強化推進の事業細目及び具体的な手続き等について

実施要領第2の1の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続き等は、次のとおりとする。

第1 事業の内容

1 乳用牛

遺伝子解析情報を活用した改良手法を活用した、長命連産に優れた乳用牛の作出の取組及び特色ある優良遺伝資源の活用のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1-1に定めるとおりとする。

2 肉用牛

遺伝子解析情報を活用した新たな評価手法による近交係数の上昇抑制に配慮した生産体制の確立、多様なニーズに応じた種雄牛の活用促進、産肉能力以外の形質を含めたデータ収集・活用、肉用牛の出荷時期早期化等の取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1-2に定めるとおりとする。

3 豚

肉質面や繁殖能力に関する新たに実用化された遺伝子解析情報を活用した改良の取組及び産肉能力に関するデータ収集体制の構築のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1-3に定めるとおりとする。

4 鶏

地鶏等の近交係数の上昇抑制と遺伝資源の再生を可能とする始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術の導入と、その技術の全国的な普及のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1-4に定めるとおりとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、要綱別表1の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第3 事業実施の手続

1 実施要領第3の1の事業実施計画の様式は下表のとおりとする。

事業の種類	別添様式		提出先
	共通	事業別	
1 乳用牛	別紙1様式 第1号	別添1-①	畜産局長
(1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進		別添1-②	畜産局長
(2) 多様な育種素材の評価活用対策			
2 肉用牛			

(1) 地域固有系統の再構築等支援対策 (2) 多様な種雄牛の活用促進対策 ① 希少系統種雄牛産子肥育奨励金 (3) 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策 ① 産肉情報基盤の強化・活用 ② 新たな改良形質の検討・評価 ③ 肉用牛の出荷時期早期化対策 3 豚 (1) 遺伝子検査等の推進 (2) 産肉能力の改良推進 4 鶏 (1) 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及 (2) 始原生殖細胞（PGCs）を導入及び推進する取組		別添1-③	畜産局長
		別添1-④	地方農政局長
		別添1-⑤	畜産局長
		別添1-⑥	畜産局長
		別添1-⑦	畜産局長
		別添1-⑧	畜産局長
		別添1-⑨	畜産局長
		別添1-⑩	畜産局長
		別添1-⑪	畜産局長（全国組織）又は地方農政局長（地方組織）

2 本事業については、事業実施計画書に記載された事業実施期間に行われる取組について補助の対象とする。

第4 事業達成状況の報告

実施要領第4の事業達成状況の報告（別記様式1号）に添付する様式は、別紙1様式第1号に添付する様式に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の4月末までに、第3の1の表の提出先に提出するものとする。なお、総括表等は、計画と実績が比較できるよう、2段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こととする。

第5 事業の評価等

- 1 事業実施計画における目標年度及び成果目標は、第3の1の事業実施計画に添付する様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 実施要領第5の事業評価報告書（別記様式2号）に添付する様式は下表のとおりとし、事業ごとに、別紙1-1から4までに定める期日までに、第3の1の表の提出先に提出するものとする。

事業の種類	添付する様式	
	共通	事業別
1 乳用牛 (1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進	別紙1様式第2号	—

(2) 多様な育種素材の評価活用対策		別添2-①
2 肉用牛		
(1) 地域固有系統の再構築等支援対策		—
(2) 多様な種雄牛の活用促進対策		
① 希少系統種雄牛産子肥育奨励金		別添2-②
(3) 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策		
① 産肉情報基盤の強化・活用		—
② 新たな改良形質の検討・評価		別添2-③
③ 肉用牛の出荷時期早期化対策		別添2-④
3 豚		
(1) 遺伝子検査等の推進		—
(2) 産肉能力の改良推進		別添2-⑤
4 鶏		
(1) 始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術の習得及び普及		—
(2) 始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術を導入及び推進する取組		—

第6 助成

実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙1-別表に記載するとおりとする。

第7 不正行為に対する措置

畜産局長及び地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第8 その他

- 1 畜産局長及び地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局畜産振興課長が別に定めるものとする。

別紙1－別表

補助対象経費

1 共通

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	

2 乳用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	家畜等購入費	精液の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	凍結精液使用・管理器具購入費	凍結精液の使用・管理に必要な器具の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	受精卵導入費	受精卵及び性選別受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。
	受精卵生産費・移植費	受精卵の生産に必要な経費及び生産した受精卵を移植する経費	

3 肉用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し交付する奨励金	

新たな改良形質測定機器の購入費	新たな改良形質を測定するために必要な機器（不飽和脂肪酸を測定するための光学測定器等）の購入にかかる経費	
生体肉質診断機器の購入費	肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器（肥育牛の肉質を生体で診断するための超音波診断機器等）の購入にかかる経費	

4 豚

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	指定交配を実施する種豚生産者に対し交付する奨励金	
	プログラム開発・改修費	種豚データ分析のためのプログラム開発・改修に係る経費	
	データ測定機器の購入費	産肉能力に関するデータを測定するために必要な機器（体重測定器、超音波測定器等）の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

5 鶏

費目	細目	内容	留意事項
事業費	システム導入費	始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システムの導入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。